

緊急事態宣言発令に伴う
新型コロナウイルス感染症に対する取組への協力要請について

平素から本府福祉行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、迅速な対応にご協力いただき、ありがとうございます。

現在、府域においては感染源が不明な感染者や、検査件数に占める陽性者の割合が増加傾向にあり、本日、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(以下、「特措法」という。)に基づく緊急事態宣言が出され、本府が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

このため、大阪府全域において、令和2年4月7日から令和2年5月6日までの間、特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び第24条「都道府県対策本部長の権限」により、大阪府の緊急事態措置として、外出自粛の要請(特措法第45条第1項)とイベントの開催自粛の要請(特措法第24条第9項)を実施することとしました。

現時点の大阪府の方針としては、高齢者施設等の使用制限を求めるものではありませんが、引き続き適切な感染予防策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、施設の自主的な休業や規模の縮小等も想定されますので、在宅の高齢者等の要援護者への生活支援の対応等については、代替サービスの利用調整に係る支援も含めて、遺漏のないように対応いただきますよう、よろしく願いいたします。